

令和5年第3回五霞町議会定例会会議録

令和5年9月14日（木曜日）午前10時開議

議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第50号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第51号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第52号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第53号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第54号 町道の廃止について
 - 議案第55号 町道の認定について
 - 議案第57号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第58号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第59号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第60号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第61号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 議案第62号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第63号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第64号 令和4年度五霞町一般会計歳入歳出決算
 - 議案第65号 令和4年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 議案第66号 令和4年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 議案第67号 令和4年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議案第68号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 議案第69号 令和4年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 議案第70号 令和4年度五霞町水道事業会計決算
- 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで議事日程に同じ

(追加日程)

第 1 意見書第 1 号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

出席議員（10名）

1 番	猿 橋 正 男 君	2 番	小野寺 宗一郎 君
3 番	黛 丈 夫 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦 略 課 長	古 郡 健 司 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生 活 安 全 課 長	曾 根 正 明 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦 略 課 主 査 金 谷 昌 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 村 聖 市	書 記	田 中 孝 平
		書 記	伊 藤 弘 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（樋下周一郎君）おはようございます。
定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。
本日の本会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードへの切り替えをお願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第2、それぞれ所管の委員会へ付託いたしました議案について、各委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。
最初に総務文教委員会委員長の報告を求めます。
新井 庫君。

〔総務文教委員長 新井 庫君 登壇〕

- 総務文教委員長（新井 庫君）おはようございます。
6番議員の新井です。
総務文教委員会の審査報告を申し上げます。
去る9月4日の本会議において総務文教委員会へ付託されました議案の審査経過と結果

について御報告いたします。

当委員会は、9月5日午後1時30分から、議案等説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等が出席し、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託され審査を実施しました案件は、議案第50号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第52号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第53号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第57号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第4号）中、総務文教委員会所管事項、議案第58号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の9件が付託されましたので、それぞれ審査を実施いたしました。

続きまして、審査の経過について申し上げます。

まず、議案第50号及び議案第51号、議案第52号、議案第53号の条例の一部を改正する条例については、条例改正の趣旨や効果等について担当課長より説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

続きまして、議案第57号及び議案第58号、議案第59号、議案第60号の一般会計及び特別会計に係る補正予算の審査では、所管課長より補正予算計上の必要性や内容に関し説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

また、請願第1号は、請願の趣旨及び紹介議員からの意見を確認し、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました案件全て、全会一致をもって原案のとおり可決及び採択すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、経済建設委員会委員長の報告を求めます。

鈴木経済建設委員長。

〔経済建設委員長 鈴木喜一郎君 登壇〕

○経済建設委員長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

9番議員の鈴木です。

経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において当委員会へ付託されました議案審査の経過と結果につい

て御報告をいたします。

当委員会は、9月5日午前10時から、議案説明員として執行部から町長、副町長、担当課長等が出席し、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第54号 町道の廃止について、議案第55号 町道の認定について、議案第57号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第4号）中、経済建設委員会所管事項、議案第61号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第62号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第63号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の6件が付託されたので、それぞれ審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

議案第54号及び議案第55号の審査では、提案理由について担当課長から説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

議案第57号及び第61号から議案第63号の一般会計及び各公営企業会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容に関し、各担当課長から説明を受け、その後、質疑、審査を実施いたしました。

審査の結果については、当委員会へ付託された6件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願いを申し上げます。報告といたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）続いて、決算特別委員長より報告願います。

宇野決算特別委員長。

〔決算特別委員長 宇野進一君 登壇〕

○決算特別委員長（宇野進一君）皆さん、おはようございます。

8番議員の宇野です。

決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において決算特別委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月7日、8日、11日の3日間、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第64号から議案第70号までの一般会計及び特別会計等の令和4年度各会計決算の7件であります。

審査の結果は、令和4年度決算書又は主なる施策の成果に関する説明書に基づき、各担当課長から各事業の決算額や取組内容に関する説明を受け、その後、質疑を行っております。

審査の結果については、議案第64号から議案第70号までの全議案とも全会一致をもつ

て原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、令和4年度各会計決算における代表監査委員からの審査意見や各議員からの要望等につきましては、精査していただき、今後の町政運営に考慮いただきますよう要望させていただきます。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げ、報告といたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）以上で、各委員会委員長の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、これより付託案件の採決を行います。

議案第50号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第50号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第50号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第51号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 51 号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 52 号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 52 号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 53 号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 53 号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 54 号 町道の廃止についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 54 号 町道の廃止については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 55 号 町道の認定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 55 号 町道の認定については委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 57 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 58 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 59 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 60 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 61 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 62 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 63 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、各会計補正予算で関連しておりますので、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号から議案第 63 号を一括して採決することに決しました。

これより一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

議案第 57 号から議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 57 号から議案第 63 号の令和 5 年度各会計補正予算は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 64 号 令和 4 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 65 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 66 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 67 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算及び議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計決算は、一括して討論を行い、議案ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号から議案第 70 号までは、一括して討論を行い、議案ごとに採決することに決しました。

ここで、議案第 64 号から議案第 70 号までを一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決します。

初めに、議案第 64 号 令和 4 年度五霞町一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 64 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 64 号 令和 4 年度五霞町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 65 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 65 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 65 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長

の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 66 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 66 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 66 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 67 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 67 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 67 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 68 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 69 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計決算を採決いたします。

議案第 70 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第70号 令和4年度五霞町水道事業会計決算は委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

小委員会室において議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様はお集まりください。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時34分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加議事

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、議事日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

それでは、事務局より議案書等の配付を行います。

〔追加議案書配付〕

○議長（樋下周一郎君）追加議案につきましては、先ほど開催した議会運営委員会において運営等について協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎意見書第1号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）追加日程第1、意見書第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

本案の提出者であります新井 庫君から提案理由の説明を求めます。

新井 庫君。

〔6番 新井 庫君 登壇〕

○6番（新井 庫君）6番議員の新井でございます。

意見書第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての提案理由を申し上げます。

提出者は私、新井 庫で、賛成者は鈴木喜一郎議員、宇野進一議員となります。

提出いたします意見書の内容を抜粋して申し上げます。

学校現場では、子供の貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、豊かな学びや学校の働き方改革の実現のためには、教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置等が行われている自治体もありますが、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請となっています。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の事項を講じられるよう強く要請します。

1、中学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる小人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

なお、意見書は、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

令和5年9月14日付け、茨城県五霞町議会。

提出先は、衆議院議長ほか記載のとおりであります。

どうか議員の皆様におかれましては、本意見書案につきまして十分な御理解を賜り、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）閉会に当たり一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11日間の会期にわたり提案されました人事案件、条例の一部を改正する条例、一般会計・特別会計等の補正予算並びに各会計決算の認定など審議を行いました。

議員各位の慎重なる審議のもと、本日、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。

ここに厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において、各議員から出されました意見・要望等について御検討いただき、必要に応じて議会への報告をお願い申し上げます。

本定例会会期中における執行部の皆様方の丁寧な議案説明と質疑に対する答弁に対し、厚く御礼を申し上げます。

簡単でございますが、閉会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）令和5年第3回定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

9月4日より本日までの11日間にわたりましての本定例会、執行部からは29件の議案等を提出させていただきました。

各常任委員会及び決算特別委員会において慎重なる御審議をいただき、ただいま各議案とも原案のとおり御承認を賜りました。

ここに厚くお礼申し上げます。

議会中に議員各位から賜りました御指摘、御要望につきましては、しっかりと検討し、適切な対応をしております。

最後に、引き続きの町政への御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、令和5年第3回五霞町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員